

# 2014年9月号 NEWS

## 山本拓ネットワーク

山本拓国会事務所  
TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727  
takunetwork@yamamototaku.jp  
<http://yamamototaku.jp/>  
自民党福井2区事務所  
TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

### ローカル・アベノミクス【地域活性化に向けた経済政策】

#### 【これまでに実施済み又は既に活用することが可能な施策】

##### ■「よろず支援拠点」を全都道府県に整備

地域の支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の売上向上、販路拡大等の様々な経営課題に対し、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を各都道府県（全国47箇所）に整備しました。

- ①総合的・先進的アドバイス：既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対して、課題を分析し、売上拡大等の一定の解決策を提示する。
- ②支援チーム等編成支援：拠点が司令塔となり、事業者の課題に応じて、支援機関・専門家（税理士、金融機関等）による適切な支援チームの編成を主導する。
- ③ワンストップサービス：支援機関との接点がなく相談先に悩む事業者の相談窓口として、広く相談に応じる。相談内容に応じて、支援機関・専門家を紹介する等、適切な支援が可能な者に繋ぐ。

##### ■「創業スクール」を全国300箇所で開催予定

全国300箇所で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプラン策定まで支援を行います。

ベーシックコース（創業予定者向け）、第二創業・再チャレンジコース（第二創業や創業に再度チャレンジする方向け）、女性起業家コース（創業を予定している女性の方向け）の3コースがあります。

##### ■ASEAN諸国を中心としたビザ発給要件の緩和

タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム、フィリピン、カンボジア、ラオス及びミャンマー向けの数次ビザ導入、インドネシア向けの数次ビザに係る滞在期間延長等、ASEAN諸国を中心としたビザ発給要件の緩和を実施しました。

##### ■外国人旅行者向けの消費税免税制度の拡充

観光立国の推進や地域活性化の観点から、本年10月より消費税の免税対象品目を拡大し、地域における免税店拡大等によるショッピングツーリズムの振興を図ります。

- ①「免税店シンボルマーク」を創設
- ②地方運輸局及び地方経済産業局に相談窓口を設置
- ③免税対象物品の範囲の拡大・免税手続の簡素化

##### ■農地中間管理機構を46道府県で指定

各都道府県に設置される農地中間管理機構が、分散した農地を集約し、やる気のある担い手に貸し付けます。農地中間管理機構は、既に東京都を除く46道府県において指定されています。

##### ■農林漁業成長産業化ファンドが26件の出資を実施

農林水産物等の生産・加工・販売を一手に担う農林水産業の6次産業化を、農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）が資金面で支援します。農林漁業成長産業化ファンドは、既に、サブファンドを通じて26件の出資を実施しました。（7月4日現在）

### 【 新 し い 取 組 】

#### <地域活性化の実現に向けて>

- 地域で暮らす人々の生活や中小企業や小規模経営者の方々は未だに厳しい状況です。
- アベノミクスの成果を全国津々浦々へ波及させることが最大の課題です。
- 地域全体の持続性を高める上で核となる特色ある産業を育て、地域活性化を実現します。

#### -地域の核となる産業の育成-

##### ○創業・新事業展開

- ・地域経済イノベーションサイクルの全国展開を推進
- ・創業に伴う生活の不安定化の懸念解消
- ・創業間もない中小ベンチャー企業の政府調達への参入促進
- ・公庫や商工会・商工会議所等の支援機関による創業支援

##### ○技術開発

- ・産学官連携による製品開発の促進（中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の見直し）
- ・地域の中堅企業等を中核とした戦略産業の育成

##### ○人材活用・金融機関による経営支援

- ・地域人材バンクの創設
- ・地域おこし協力隊
- ・地域金融機関等による企業に対する経営支援等の促進

#### -地域資源を活かした全国津々浦々の活性化-

##### ○「ふるさと名物応援」

- ・特色ある地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進

##### ○農林水産業

- ・地域ぐるみの6次産業化の推進
- ・畜産・酪農の成長産業化

##### ○観光業

- ・ビザ発給要件の更なる緩和
- ・消費税免税制度拡充を契機とした免税店の拡大
- ・無料公衆無線LANの整備促進

#### -国による新しい支援の形-

##### ○伴走支援プラットフォーム

- ・各省庁の地域活性化関連施策をワンパッケージで実現

##### -国・自治体・民間が一体となった新しい取組-

##### ○国家戦略特区

- ・指定された特区において、規制の特例措置を活用した具体的な事業を推進

※ 具体的な施策については、次ページ（裏面）をご覧ください。

# ローカル・アベノミクスの具体的取組

## (1) 創業・新事業展開

### ■地域経済イノベーションサイクル

「地域の元気創造プラン」に基づき、地域の資源と資金を活用して事業を起こす「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進します。

そのため、創業支援事業計画（産業競争力強化法）に基づき、雇用の創出や地域活性化に繋がり、各地域を牽引する地域密着型企業（プロジェクト）をできるだけ多く立ち上げられるよう、地域の資源と資金（地域金融機関の融資）を活用した事業を立ち上げる場合に、民間事業者が必要となる初期投資経費に対して、地方公共団体が助成する場合に、交付金（上限5,000万円）を交付し、支援します。また、地域資源を活用して、地域から世界市場に挑戦する企業を後押しします。

### ■創業に伴う生活の不安定化の懸念解消

求職活動中に創業の準備・検討を行う者については、雇用労働に就く意思が認められれば、給付の対象となる取扱いを明確化するため、雇用保険の「業務取扱要領」の改正を予定しています。

従業員として勤務したまま創業を可能とする兼業・副業・創業休職を促進するための環境整備を検討します。

### ■創業間もない中小ベンチャー企業の政府調達参入促進

政府調達（年間7兆円規模）において、創業間もない中小ベンチャー企業からの調達を促進するため、本年度中を目途に官公需法の見直し等諸制度を整備します。

### ■日本政策金融公庫等の支援機関による創業支援

創業マインド向上の推進のため、ビジネスプランコンペを開催、高校生向け出張授業を実施します。

また、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村の計画に位置付けられた「特定創業支援事業」を受けた創業希望者や創業者は、各種支援施策を受けることが可能です。

更に、日本政策金融公庫の創業者向け融資の拡充の検討に加え、日本政策金融公庫と地域金融機関との創業者向け融資に係る連携を強化します。

## (2) 技術開発・ものづくり

### ■特定ものづくり基盤技術の見直し

中小ものづくり高度化法で特定ものづくり基盤技術に指定の11分野に、新たにデザイン等を指定し加えることで、同法に基づく補助金のほか特許料の減免や低利融資等の支援措置を利用可能にし、中小企業のものづくりにおける付加価値を高め、我が国の製造業の国際競争力強化を図ります。

### ■地域の中堅企業等を中核とした戦略産業の育成

地域の中堅企業等を中核に、研究機関、地方大学、自治体等の産学官がネットワークを形成して、新製品等の革新的な研究開発とその事業化（販路開拓等）を推進するための体制を構築し、戦略産業におけるセミナーやシーズ・ニーズ発信会、具体的なテーマに沿った研究会の開催を推進します。

## (3) 人材活用

### ■地域人材バンクの創設

各地域に戦略産業を支える人材を根付かせるため、企業のOB等、高齢のUターン・Iターン・Jターン人材を含め、企業と連携し、地域の戦略産業を支える人材の発掘・確保・育成、地域の中小企業・小規模事業者の受入体制の整備、両者のマッチングから定着まで一貫して支援を行う「地域人材バンク」を創設します。

### ■地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、一定期間、地域に居住して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」の取組を推進し、地域活性化、女性の活躍や地域への定住・定着に繋げるため、2013年度1千人弱の隊員を、2016年度には3千人にすることを目指します。

そのため、地域おこし協力隊員の活動経費、地域おこし協力隊員募集等の経費を特別交付税により財政支援します。

## (4) 地域企業への経営支援

### ■地域金融機関等による企業に対する経営支援等の促進

金融機関が、企業の財務面だけでなく事業性を重視した融資や、融資先の経営改善・生産性向上・体質強化に向けた支援等に取り組みよう、金融庁の監督方針等を活用し、促進します。また、法人と経営者の資産が明確に区分されている場合など、一定の条件を満たす場合には、経営者の個人保証を求めない融資を検討することなどが定められている「経営者保証に関するガイドライン」の活用を図ります。

## (5) 地域資源活用

### ■ふるさと名物応援

中小企業が地域産業資源（生産技術、農林水産品、観光資源等）を活用し、新事業活動（新商品・新サービスの開発等）を行う取組を支援する中小企業地域資源活用促進法を見直します。消費者の購買意欲を喚起する仕組みを組み込みつつ、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進するため、「作り手」の視点だけでなく、消費者の嗜好に敏感な小売事業者・ネット事業者との連携による商品・サービスの開発を支援します。また、国内外の消費者を地域に呼び込むツーリズムの実施を支援します。

## (6) 農林水産業

### ■地域ぐるみの6次産業化の推進

多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進します。その核として、①ファンド活用推進のためのガイドラインの策定、②状況に応じたサブファンドの出資割合の引き上げ、③資本金劣後ローンの積極的な活用、④植物工場を含め合併事業体等が行う6次産業化に必要な農業生産を出資対象とすること等を通じて、農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）の積極的な活用を推進します。

### ■畜産・酪農の成長産業化

飼料用米等の地域の飼料資源の生産・利用の拡大のため、需給マッチング、施設整備や機械導入等を支援するとともに、畜産クラスターを構築し、コストの削減や付加価値の向上・需要の創出により、収益力の向上を図る取組を支援し地域ぐるみでの収益向上を図ります。また、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応えるため、規制緩和等の環境整備を進めます。

## (7) 観光振興

### ■ビザ発給要件の更なる緩和

治安への十分な配慮を前提に、訪日客増加に大きな効果の見込まれるインドネシア、フィリピン及びベトナムに対して、相手国の協力を得つつ、早急にビザ免除の実現に努力します。また、当面の措置として、戦略的にビザ要件の緩和を実施し、また、電子渡航認証システム導入を検討します。

### ■消費税免税拡充によるショッピングツーリズムの振興

外国人旅行者向け消費税免税制度について、地方運輸局・地方経済産業局での事前相談、関係団体による免税店関係者向けの免税手続研修の充実等を行います。また、本年10月から全品目免税対象化を実施し、地酒や菓子、食品等の地方の名産品も免税対象にします。更に、ショッピングの魅力を官民連携して海外に強力に発信します。

### ■無料公衆無線LANの整備促進

無料公衆無線LAN環境整備について、総務省と観光庁の連携により、事業者や自治体への働きかけや支援、一度の登録でサインインできるアプリの活用促進、共通シンボルマークの導入による「見える化」、対海外情報発信等を推進します。

## (8) やる気ある地域の活動への支援

### ■伴走支援プラットフォームの構築

各省庁の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対し集中的に政策資源を投入します。また、新たな「国土のグランドデザイン」や地域活性化関連の計画等との連携をワンストップで行い、新たな支援策を含めた各地域活性化連携施策をワンパッケージで活用することができる仕組みを、地域再生法の改正により実現します。

## (9) 国・自治体・民間三者一体での大胆な規制改革

### ■「国家戦略特区」の実現とそれに伴う規制改革の推進

指定された6特区の区域会議において、国・自治体・民間が一体となって、規制の特例措置を活用した具体的な事業を進めるとともに、民間事業者が事業を実施する上で支障となる規制の改革を強力に推進していきます。